

令和 6 年度雲南市物価高騰対応重点支援 臨時給付金のご案内

令和 6 年度雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金は、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を踏まえ、令和 6 年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して 1 世帯あたり 1 0 万円を支給します。また本給付金の対象世帯のうち、1 8 歳以下の児童がいる世帯に対して児童 1 人 5 万円を追加支給します。

※本給付金は、令和 5 年度雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金（1 0 万円）または住民税非課税世帯等臨時特別給付金（7 万円）の支給対象世帯は受給できません。

※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」の規定により、差押禁止等及び非課税の対象になります

給付金の支給額

1 世帯あたり 1 0 万円（受給は 1 世帯につき 1 回限り）

支給対象世帯および支給手続き

**基準日（令和 6 年 6 月 3 日時点）において、
雲南市に住民登録がある世帯**

**新たに令和 6 年度の住民税が非課税または住民税均等割
のみ課税となる世帯**



対象と思われる世帯

雲南市から**確認書**が届きます。

受給を希望する世帯は必要事項を記載の上、確認書類と合わせて申請期限までに提出してください。
提出された確認書に基づき、本市が受領してから概ね 1 ヶ月程度で順次支給します。

申請期限：令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）当日消印有効



支給要件及びこども加算については裏面をご確認ください。

給付金の支給要件及びこども加算

給付金の支給要件

- 本給付金の給付対象となるのは、世帯の世帯主の方です。
- 世帯全員が、令和6年度の住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は支給の対象外です。
- 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに、未申告の方がいる世帯は支給の対象外です。
- 既に他の自治体で令和6年度中に非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付金を受けている世帯は支給の対象外です。
- 令和6年6月4日以降に**修正申告**し、住民税課税世帯となった場合には給付金の支給の対象外となるため、下記までお問い合わせください。

こども加算（児童1人あたり5万円）

令和6年度雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金の対象となった世帯のうち、次の対象児童を扶養している世帯に対し追加の給付をします。

対象となる世帯

- (1) 基準日時点（令和6年6月3日）で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童（平成18年4月2生まれ以降の児童）
- (2) 令和6年6月4日以降に生まれた新生児
※申請期限（令和6年10月31日）までに申請が間に合う新生児
- (3) 同一世帯ではないが、世帯主と生計が同一である18歳以下の児童
※単身で寮に入っている児童等を想定しています。該当と思われる世帯の方は下記までお問合せください。

(1) に該当の世帯

対象と思われる世帯には、**確認書**（こども加算の附表）を順次案内（郵送）します。

(2) (3) に該当の世帯

申請をしていただく必要があります。
下記までお問合せください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

雲南市健康福祉部健康福祉総務課
「雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金」窓口



0854-40-1041

受付時間 平日 8:30~17:15

※本給付金の詳細は
市ホームページを
ご覧ください。